**堺市情報公開条例（抜粋）**

第２節　堺市情報公開審査会

(設置等)

第２１条　[この条例](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定によりその権限に属することとされた事項を処理するほか、市長の諮問に応じて情報公開制度に係る重要事項を調査審議するため、堺市情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

２　審査会は、必要があると認めるときは、公文書の管理、情報公開の総合的な推進その他の情報公開制度の運用又は情報公開制度に関連する事項に関し、実施機関に対して意見を述べることができる。

(組織及び委員)

第２２条　審査会は、委員７人以内で組織する。

２　委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

３　委員の任期は、２年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

４　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

５　委員に支給する報酬の額は、出席１日につき１３,５００円とする。

(部会)

第２３条　審査会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(組織及び運営に関する委任)

第２４条　[前２条](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

第３節　審査会の調査審議の手続

(審査会の調査権限)

第２５条　審査会は、[第１８条第１項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定により諮問を受けた事項を調査審議するため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の閲覧又は写しの交付を求めることができない。

２　諮問実施機関は、審査会から[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

３　審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

４　[第１項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)及び[前項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述等)

第２６条　審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

２　審査請求人又は参加人は、[前項本文](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定により意見の陳述の機会を与えられたときは、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第２７条　審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第２８条　審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、[第２５条第１項前段](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定により提示させた公文書を閲覧させ、[同条第４項](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による調査をさせ、又は[第２６条第１項本文](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第２９条　審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

(調査審議手続の非公開)

第３０条　審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第３１条　審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。